



平成 28 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス
代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武
(コード番号：3672 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一
財務・経理部長
(Tel. 03-4577-6701)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を平成 28 年 12 月 22 日開催予定の第 7 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、平成 25 年 1 月 8 日開催の臨時株主総会において、年額 150 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいておりますが、本制度においては、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においては、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役に対して支給される金銭報酬の総額は、年額 50 百万円以内とし、各取締役への具体的な配分については、任意で設置している報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。また、本制度に基づき取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 100,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、①当該取締役は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

3. 本制度の適用範囲

本株主総会において、上記のとおり、当社の取締役に対して報酬を支給することにつきご承認をいただいた

場合、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対しても、同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定です。

以 上